東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１８年９月１２日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：３４件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	廃棄物処理系シャワードレンポンプ（Ａ）出口弁の点検時、駆動部下部ブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
2	１号機	湿分分離器ドレンタンク（Ｃ）水位検出元弁（Ｈ側）において、グランド部よりリーク（１滴／２～３分程度）が認められたため、グランド部を点検・調整	D	
3	１号機	循環水ポンプ（Ｂ）他給水ライン弁（Ｖ－２２４）において、開固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	１号機	タービン補機冷却水ポンプエリア換気空調系局所空調機の冷却水ラインにおいて、保温材の破損が認められたため、保温材を点検・修理	D	
5	２号機	タービン油貯蔵タンク油移送時、作業許可申請忘れが認められたため、対応検討	C	
6	３号機	汚染機器貯蔵室差圧発信器出力圧力指示計において、指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
7	４号機	ＣＲノッチカップサーベランス実施時、「制御棒手動制御装置／制御棒位置指示装置システム軽故障」の警報が発生したため、装置を点検	D	
8	４号機	タービン建屋北側外気処理装置において、フィルタに詰まりが認められたため、フィルタを交換	D	
9	５号機	制御棒駆動機構差圧指示計の点検時、計装配管継手部に不良箇所が認められたため、当該部を交換	D	
10	５号機	復水脱塩装置出口サンプリング用導電率セル入口流量計（ＦＩ－７０－１１３）の点検時、指示目盛りに汚れが認められたため、当該計器を交換	D	
11	５号機	復水移送ポンプ出口サンプリング用導電率セル入口流量計（ＦＩ－７０－１２３）の点検時、指示目盛りに汚れが認められたため、当該計器を交換	D	
12	５号機	復水前置ろ過器入口サンプリング流量積算計　（ＦＱ－７０－１７０）の点検時、アクリル保護カバーの外れが認められたため、当該カバーを取付け	D	
13	５号機	復水脱塩装置復水脱塩塔（１～４）出口フィルタ出口流量変換器の点検時、出力値に不良が認められたため、当該計器を修理	D	
14	５号機	復水脱塩装置復水脱塩塔（５～８）出口フィルタ出口流量変換器の点検時、出力値に不良が認められたため、当該計器を修理	D	
15	５号機	残留熱除去系ポンプ用モータ軸受給油用圧力スイッチの点検時、接断差に動作不良が認められたため、当該計器を交換	D	
16	５号機	中央制御室換気空調系ブースタ排気ファンの電動機点検時、プーリーキーに摩耗が認められたため、プーリーキーを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	５号機	計器の設定確認において、残留熱除去冷却海水ポンプのヘッド（水頭）補正値の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
18	５号機	主油タンク器内圧力計の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該計器を交換	D	
19	５号機	消火ポンプ室換気空調系排気ファン用電動機において、絶縁低下が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
20	５号機	原子炉保護系インターロック機能検査において、安全処置の項目不足による炉心スプレイ系・低圧注水系論理回路のリレーに動作不良が認められたため、是正及び対応検討	D	
21	５号機	制御棒駆動冷却水系ラインベント作業において、充填水元弁を開操作したところ、１９４弁下流側のカプラー部より漏洩が認められたため、当該弁の増締めにて漏洩を停止及び対応検討	C	
22	５号機	復水移送ポンプ（Ａ）ベント弁（５６６Ａ－４）において、シートリーク（１滴／３秒程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	５号機	計器の設定確認において、不適合作成時の（水頭）補正値の調査値に相違が認められたため、対応を検討	D	
24	５号機	復水器（Ａ）水室冷却管の探傷検査において、閉止栓施工基準に該当する冷却管（計１６本）が認められたため、当該冷却管に閉止栓を実施	D	
25	５号機	計器の設定確認において、主タービン軸受油圧力のヘッド（水頭）補正値の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
26	５号機	計器の設定確認において、計器仕様書の原子炉補機冷却水ポンプ吐出圧力スイッチの計器測定範囲に誤記が認められたため、対応を検討	C	
27	６号機	計器の設定確認において、原子炉水位計のヘッド（水頭）補正値の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
28	６号機	ドライウェル露点計デジタル表示部において、ミラーのクリーニングまたは調整が必要である旨の表示が認められたため、対応検討	D	
29	６号機	タービン建屋大物搬入口脇北側において、電線管の腐食が認められたため、電線管を点検・修理	D	
30	６号機	原子炉再循環装置補機冷却海水ポンプ（Ａ）吐出弁において、グランド部に腐食が認められたため、グランド部を点検・修理	D	
31	６号機	残留熱除去海水系（Ａ）モータクーラー廻り弁において、ハンドル部及びグランド部に腐食（４台）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
32	集中環境施設	計器の設定確認において、高温焼却炉設備排気筒放射線モニタ記録計の計器仕様表に、誤記等が認められたため、対応検討	C	
33	集中環境施設	廃液乾燥固化系パーツフィーダ（Ｂ）出口配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
34	その他	海生物処理設備湿式洗浄装置ろ過水入口ラインにおいて、フレキシブル耐圧ホースに外れが認められたため、当該ホースを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで